（趣旨）

第１条　この要領は、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、具体的なテーマに基づき定期的に活動する団体が行う「大学と地域の連携を望む事業」を、相模原市立市民・大学交流センター（以下、「ユニコムプラザさがみはら」という）が「まちづくりモデル事業」として認定し、支援することにより市民と大学等が連携・協働して研究する機会（企画としての対話の場）を創出するための必要な事項を定める。

（対象事業）

第２条

（１）認定対象事業は、相模原市内に活動の本拠を有する政治、宗教及び営利活動を主たる目的としていない市民団体、NPO、その他の団体が地域と大学の連携により実施する、地域の課題解決、活性化に向けて行う定期的な活動とする。

（２）前項の団体は、相模原市立市民・大学交流センターユニコムプラザさがみはら団体登録募集要領Ⅱの１に記載の登録ができる団体とする。

（支援の内容）

第３条　認定された団体は次の支援を受けることができる。

（１）課題解決・事業実施に必要なアドバイス、大学等他団体への連携内容の相談

（２）ユニコムプラザさがみはら内でのチラシの配架、HPへの掲載等、活動の広報

（３）対象事業を実施する際のユニコムプラザさがみはら内の施設利用

（４）連携先への斡旋・橋渡し

（事業区分け）

第４条「まちづくりモデル事業」は３つの区分け（コース）に分類される。

（１）連携スタートコース　（２）連携ステップアップコース　（３）連携プロジェクトコース

（事業の申請）

第５条　「まちづくりモデル事業」に申請しようとする団体は、「まちづくりモデル事業申請書」（様式は別に定める）を、ユニコムプラザさがみはら所長に提出しなければならない。

（認定及び通知）

第6条　ユニコムプラザさがみはら所長は、前条の規定に基づき事業の認定の可否を申請者に通知するものとする。

（実施報告）

第7条　前条により事業の認定を受けた団体は、事業の実施状況について、報告書（様式は別途に定める）をユニコムプラザさがみはら所長に提出しなければならない。

（委任）

第8条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要領は令和4年4月1日から施行する。